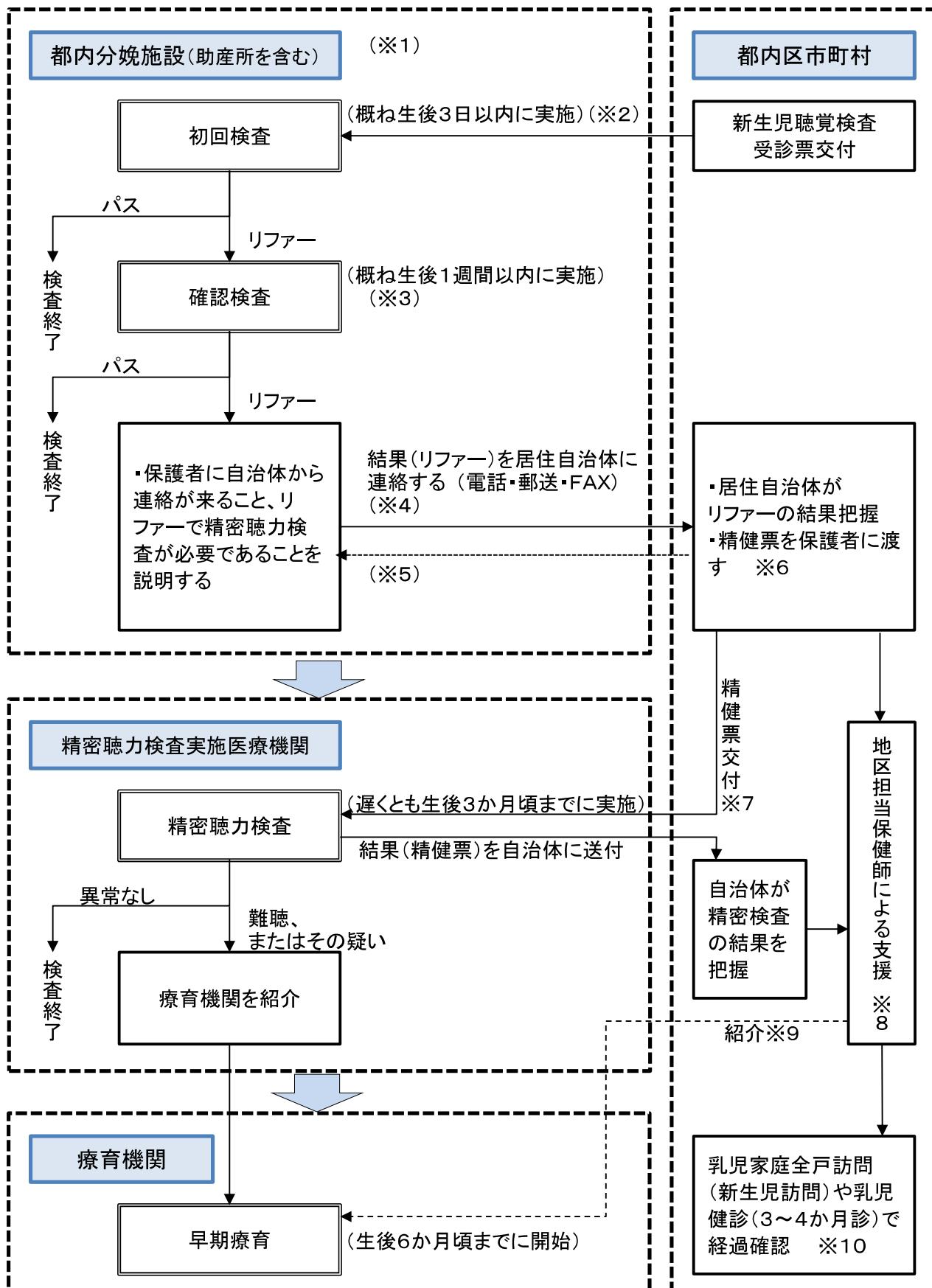


新生児聴覚検査の流れ（標準版）

資料11



解説

- ※1 機器を保有していない分娩施設においては、出産前に実施可能な施設を案内する。
他院出生児の検査が可能な医療機関は東京都 HP（項目+URL・・・・・）に掲載。
他院出生児の検査が可能な施設においては、全ての新生児を対象とした検査を実施することが重要であるため、出来る限り協力すること。
- ※2 機器を保有している分娩施設においては、概ね生後3日以内に実施すること。機器を保有していない分娩施設においては退院後、早めの検査を案内する。検査受診票の有効期間は生後50日に達する日まで（生まれた日を0日として起算し50日まで）である。
- ※3 初回検査の結果、リファー（要再検）のケースについては、おおむね生後1週間以内に確認検査を行うこと。ただし、入院期間の日数等により、1週間以内に確認検査が行えない場合は、確認検査後のリファーと同様の対応を行う。
- ※4 連絡先は、保護者の住所地自治体である。自治体の担当部署は東京都 HP（項目+URL・・・・・）に掲載。連絡方法は、電話・FAX・郵送による。FAXの場合は、新生児聴覚検査受診票（甲）の左下の保護者の住所・母の氏名及び電話番号の一部をマスキングして、誤送信による個人情報の流出防止を行う。郵送の場合は、新生児聴覚検査受診票のコピーを送付する。
- ※5 連絡を受けた自治体は、必要に応じて、連絡元の施設に児・保護者の状況を確認する。
- ※6 精密健康検査受診票（精健票）を交付して、精密聴力検査実施医療機関受診を促す。紹介先が決まっていない場合は、自治体が保護者と相談して決定する。
- ※7 精健票を使用できない医療機関を受診する場合は、紹介状を自治体が発行する。
- ※8 保護者の不安に寄り添い、個別の子育て支援を行う。
- ※9 療育医療機関につながっていない場合などは、適宜案内する。
- ※10 新生児聴覚検査の結果に関わらず、発達に応じた耳のきこえへことばについて、既存の健診等で確認していく。